

補助金制度のご紹介

旧東海道の街なみの保全、再生につながる施設の整備に補助金を交付しています

甲賀市では、街なみ景観の整備、歴史的街なみの保存及び再生を目的に、対象区域において修景施設の新築、増築、改築又は修繕をする人に対して、「甲賀市街なみ環境修景整備事業補助金(以下「補助金」)」を交付しています。

○補助金の額は？

道路に接する部分の修景施設整備^{※1}に要する経費の2分の1以内の額(上限40万円)

※1修景施設の範囲については裏面の図を確認してください。



○修景施設整備とは？

道路に接する部分の板塀、外部土間、格子窓、建具などを街なみの景観にふさわしい物に整備することをいいます。区域によっては、補助対象となる材質等に指定があります。

○対象区域^{※2}はどこ？

水口地域と土山地域の旧東海道のなかで対象区域を定めています。

※2対象区域については裏面を確認してください。



☆まずはご相談ください。



○申請の方法は？

補助金の交付を受けられたい場合、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の11月末日までに、事業計画協議書を提出し、承認を得る必要があります。



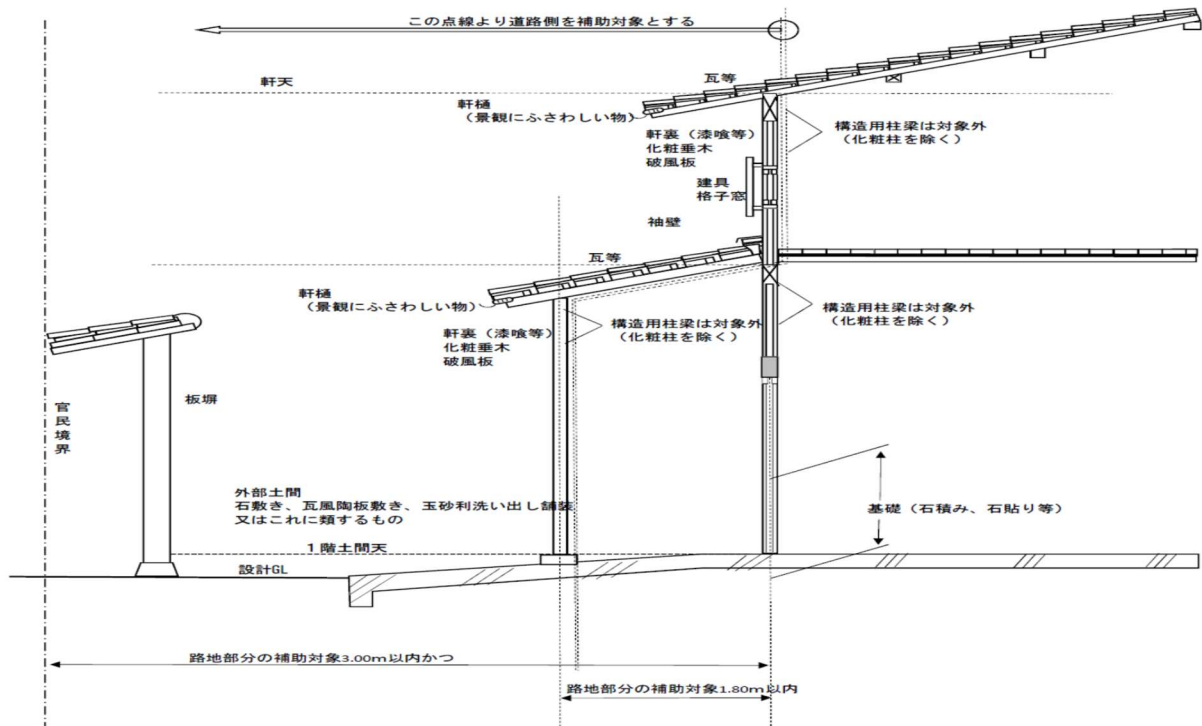
裏面もご覧ください。

甲賀市役所 都市計画課 都市計画係

〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053 番地

TEL:0748-69-2203 FAX:0748-63-4601

※1



※2

○水口地域

- (1) 東見付から札の辻までの旧東海道に面する区域
- (2) 札の辻から石橋までの旧東海道
- (3) 札の辻から石橋までの北筋及び南筋に面する区域
- (4) 札の辻から石橋までの北筋と南筋を結ぶ公道に面する区域
- (5) 石橋から西見付までの旧東海道に面する区域
- (6) 天王口御門跡から西見付までの旧城内広小路に面する区域
- (7) その他、市長が必要と認める区域

○土山地域

- (1) 田村野から辻垣外までの旧東海道に面する区域
- (2) その他、市長が必要と認める区域

